

さ情審査答申第141号
平成29年3月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年9月11日付けで貴職から受けた、「スポーツイベント等の経済効果約233億5910万円の内訳等々のわかる行政情報」（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年8月4日付けスス振第2645号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、特定洩れを主張する情報の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、以下のとおりである。

スポーツコミッションの文書が特定されていない。誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効であるため、本件処分を取り消し再決定を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、以下のように説明している。

1 実施機関は、さいたまスポーツコミッション（以下「SSC」という。）

から情報提供をもとに平成27年7月16日の定例会見において、SSCに

よる経済効果について、記者発表を行い、その中でスポーツイベント開催に伴う経済効果を約233.6億円と公表した。SSCとは、スポーツイベントの誘致と開催支援を通し、観光や交流人口の拡大を図って、スポーツの振興と地域経済を活性化することを目的として平成23年10月に組織されたもので、スポーツ、経済、観光、メディア等の関係団体、行政機関などから構成され、事務局及び実務は市の出資法人である公益社団法人さいたま観光国際協会（以下「観光国際協会」という。）が担っており、市とは別の組織である。

- 2 本件開示請求内容の「スポーツイベント等の経済効果約233億5910万円の内訳等々のわかる行政情報」について、実施機関は記者発表に向けてSSCから情報提供を受けた全ての書類「SSC誘致支援一覧(経済効果)23年度～26年度」、「アンケートのお願い」及び「アンケート調査実施個別大会経済効果」以上3件の書類を特定し、文書を開示したところSSCの文書が特定されていないと異議申立てが提出された。
- 3 異議申立人は、「スポーツ振興課が保有する文書のみを特定しスポーツコミッションの文書が特定されていない、よって再度確認し再決定を求めます。」と主張しているが、経済効果算出にあたりアンケート等を配布・回収し集計を行っているのはSSCであり、SSCで作成している又は保存している文書は本市と別の組織の文書であり、本市は保有していないため、条例第2条第2号の行政情報には該当しない。よって、請求に係る行政情報は、特定した文書以外に存在しない。
- 4 異議申立人は、誤った文書特定の瑕疵を理由にして、本件開示決定処分の取消しを求めているが、上述のとおり文書特定上の瑕疵はなく、本件開示決定処分は妥当と考える。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

実施機関は、異議申立人から平成27年7月21日に開示請求のあった「スポーツイベント等の経済効果233億5910万円の内訳等々のわかる行政情報」について、「・SSC誘致支援一覧(経済効果)23年度～26年度 ・アンケートのお願い 及び・アンケート調査実施個別大会経済効果」に係る書類を特定し、全部開示をした。これらの書類は、実施機関がSSCの事務局である観光国際協会から提供を受けて取得し、保有していたものである。この開示決定に対し、異議申立人は、「スポーツ振興課が保有する文書のみ特定しSSCの文書が特定されていない。よって、再度確認し再決定を求める。」として、異議を申し立てた。

2 本件処分の当否について

本件処分は、開示請求のあった行政情報について、担当課であるスポーツ振興課が、実施機関として特定した文書を全部開示決定したものである。

これに対し、異議申立人は実施機関が保有していない別団体の文書の開示を求めている。

そもそも、条例に基づく開示請求の対象となる行政情報は、条例第2条第2号に規定する「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」である。異議申立人がSSCの誘致・支援大会による経済効果についてどのような資料を求めているのかは不明であるが、いずれにしても実施機関とは別の団体が保有する資料を求めることは条例では認められない。

次に、実施機関が特定し全部開示した文書は、SSCの誘致・支援大会の経済効果について観光国際協会から提供を受けて取得し、平成27年7月16日に行った定例会見の際の内部参考資料となったものである。当審査会では、他に特定すべきである情報の存在の有無を確認するため、実施機関が記者発表までに行った内部手続きについて聴取したが、当該行政情報により記者発表に係る市長へのレクチャー等が行われ、特定された情報以外の行政情報の存在を窺わせる事情は認められないと判断したところである。

以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので、前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年 9月11日	諮問の受理（諮問第385号）
②	同 年 9月25日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成28年11月17日	審議
④	平成29年 1月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 3月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者

委 員	吉 田 聰	弁 護 士
-----	-------	-------

(五十音順)